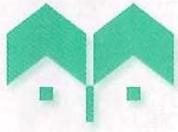


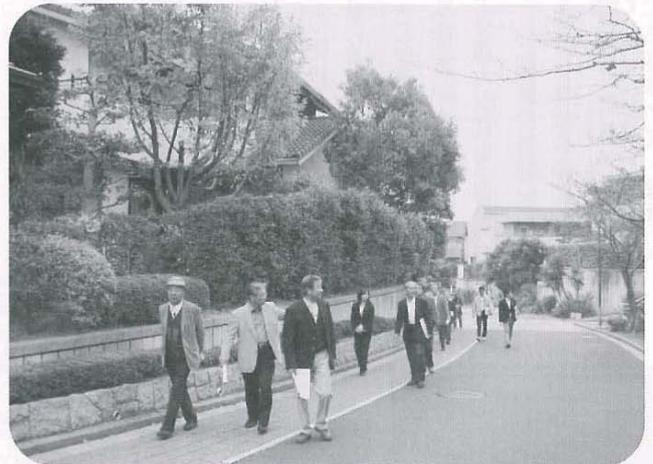
京都市建築協定連絡協議会広報誌

Vol.32号
平成22年3月

編集・発行
京都市建築協定連絡協議会
事務局
〒604-8571 京都市中京区寺町通
御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局建築指導部建築指導課内
TEL.075-222-3620



建築協定だより



秋の研修会

大阪府交野市

「コモンシティ星田」

「HULLー1地区」を訪ねて

秋の研修会を平成21年10月24日(土)に開催し、12運営委員会から計29名の方々が参加されました。今回訪れた大阪府交野市の「コモンシティ星田HULLー1地区」は、大阪府主催の事業化コンペにより開発された分譲住宅地です。丘陵地の地形を生かした造成、共用スペースを持つゆとりのある住戸配置、無電柱化、緑豊かな外構計画などにより、良好な住環境と美しい景観が形成されています。

同地区の運営委員会では、建築協定に関する活動のほか、自治会とともに地区内の公共緑地や共用スペースの維持管理に取組まれており、そのような住民の方々によるまちなみを守る活動が評価され、平成17年の第1回住まいのまちなみコンクールにおいて、国土交通大臣賞を受賞されました。当協議会では、平成10年にも同地区を訪問しており今回が2度目となりますが、その後、10余年を経て、継続的かつ熱心な取組が、まちなみに成熟と風格をもたらしていました。

当日は、運営委員会の方々の案内のもとまちなみを見学し、意見交換会では、協定の運営や今年の11月に予定されている更新に向けての取組みについて質問や意見が交わされ、大変有意義な会となりました。

大阪府交野市

「コモンシティ星田HUL-1」地区

コモンシティ星田HUL-1地区は、昭和62年の大阪府主催の事業化コンペで選定された積水ハウス株式会社が開発した一人協定による住宅地です。当初は開発者が建築協定の運営を行っていましたが、入居開始後約2年が経過した平成5年に、住民同士の付き合いや自治会活動が活発化してきたことから、住民が組織する運営委員会へと移行されました。建築協定のほか、優れた景観形成を目的に、任意で街並み協定を定められ、運営委員会をはじめとする住民の方々の努力により、緑豊かな美しい景観が保たれています。

運営委員会の活動として建築計画の事前審査のほか、「住みよいまちづくりニュース」の定期的な発行、研修会等の開催、新規入居者への説明、不在地主や土地家屋借借者へのニュースの送付などの継続的な啓発活動や、近年では中古住宅斡旋会社への説明会を実施されています。

また、今年11月の協定更新にあたっては、一人協定から合意協定への更新となるため、現在の住環境が建築協定等の住民主体の取組みによって守られていることを住民の方々に認識してもらえよう、「住まいまちなみコンクール」への応募（国土交通大臣賞を受賞）、「まちなみ景観セミナー」の開催や各種アンケートの実施、協定等の目的・内容を分かりやすく解説した「建築協定等ガイドブック」の発行など、様々な活動に取組まれています。



■ 地区名・所在地

地区名	コモンシティ星田HUL [※] -1地区 ※HUL：Hosida Urban Living (星田アーバンリビング)の略
所在地	大阪府交野市星田西3丁目
用途地域	第一種低層住居専用地域 (容積率100%、建ぺい率50%)

■ 建築協定等の概要

当初認可年月日	平成2年11月28日
有効期間	20年間(平成22年11月27日)
締結型	一人型
面積	約4.6ha
区画数	166区画
地区計画 (星田西地区)	都市計画決定：昭和63年9月14日 建築条例施行：昭和63年10月28日

※コモンシティ星田地区には、都市計画法に基づく地区計画も定められています。



「建築協定等ガイドブック」
建築協定と街並み協定の目的・
内容を分かりやすく解説

■ 建築協定・地区計画・街並み協定の主な基準の内容

項目	建築協定	地区計画(条例)	街並み協定(任意協定)
区画形質の変更	・敷地の区画の変更の禁止 ・現況地盤面の変更の禁止	敷地面積の最低規模180㎡ (2戸建て長屋240㎡)	
建築物の用途	・専用住宅に限る (特定区画のみ診療所併用住宅可)	共同住宅・寄宿舎・下宿・長屋 (2戸建て長屋を除く)は建築不可	間口・奥行き・高さ2.2m以上、面積3.3㎡以上の物置設置の禁止
高さの制限		高さの最高限度8.5m	
形態・意匠	建築物の色彩・形態、付属建築物等は良好な住宅地と調和	・屋根、外壁の形態・意匠は周辺環境と調和する形状・材料 ・色彩は落ち着いた色合い	・勾配屋根(4/10以上9/10以下) ・太陽熱温水器の設置の禁止 ・アマチュア無線等のアンテナの設置の禁止
かき、さくの構造	道路境界線から0.5m以内の車庫、門、門柱等の築造の禁止	・道路に面するかき、さくは生垣、ネットフェンス、鉄柵等とする ・ブロック塀の禁止	・専用宅地内のかき・さく等：同左 ・宅地内は植樹・植栽に努める ・フラワーボックス・足もと緑地は現状の形態の保全に努める
その他	・石積、擁壁の高さの変更の禁止(ブロック積み等による) ・広告板等の設置の禁止		・自動販売機等の設置の禁止 ・専用宅地内、コモンスペースの土地所有者の責任による適切な維持管理の実施

研修会の感想

研修会に参加して

西京区阪急桂南住宅地区 山本隆夫

雑駁な感想しか述べられませんが見学したコモンシティ星田の若い街と、40年余を経た我が住宅街の高齢化（人も家も）による活気の無さ、子供達の減少、若干の住宅の建設があるとはいえ空地・空家の増加等の諸問題に対しどのような方法があるだろうか？住民一人一人に課せられた重い課題だと考えさせられた一日でした。良い機会を与えていただいたことに感謝します。

暖かさを感じる空間

伏見区桃山南大島地区 山川邦夫

小高い自然豊かな地域にゆとりある佇まいは非常に好感を得ました。特に数軒が囲む様に建てられ、ドーナツの様な空間が、近所仲よく出来そうな作りで暖かさを感じさせてくれました。角々に立てられた星座の看板も良かったです。又垣根も美しく管理されていました。学校が少し離れているようで、バス通学されているのが少し大変かなと思いました。湧水を利用したせせらぎがすく自然に似合っていて良い感じでした。

住民の方々の努力に感動

伏見区久我御旅町南部地区 平野順三

無電柱化により開放された空の下、緑あふれキレイな水が流れる小川に沿っての散歩道がある素晴らしい環境の住宅地の「コモンシティ星田」を見学し、まちづくりされてから約二十年間、「建築協定」や「街並み協定」のもとで活動されてきた住民の方々のご尽力の成果であると感じました。

もう直ぐ私達の地区でも協定更新の時期が参りますので、頂いたガイドブックを参考にさせていただいて、より良好な住宅環境の維持に努力していきたいとの気持ちで新たにいたしました。

古い町にふさわしい工夫を

上京区一松町地区 大西鉄也

ゴルフ場の跡地とあって、なだらかな丘陵と素晴らしいデザイン、広々とした環境の街であった。一人型とはいえ、19年間運営委員会が、系統的に維持・管理をされ現在の街が守られている。

広報誌の発行、活動経費の徴収など住民の建築協定に対する自覚を高めていく活動も素晴らしい。参考にしたいと思っています。

京都市での歴史に残らない一松町地区、コモンシティ星田地区のようにはならないけど、古い町にふさわしい工夫をし発展させたいと思います。

住民が共有する理念

西京区桂坂あかしあ地区 森田博

星田地区の長期的な展望にたつての積極的な住環境、景観の維持改善にとりくまれてきている様子が見えたと分かりました。住む人が変わって、年々変化していく町づくりには長期的なポリシー、住民が共有する理念のようなものが必要であり、今回の研修会は参考になりました。

今回初めての研修会への参加でしたが、時間に追われた感が強く残りました。建築協定に絞ることで参加者が減るでしょうか。

魅力を生かした「まちづくり」

西京区桂坂つばき西地区 大西 功

同地区は昭和末から平成初期にかけて生れた街とのことで、私が住む桂坂とほぼ同世代である。桂坂がほぼ直線で構成された区画割りの街に対し、コモンシティの緩やかな曲線区画には、何となく優しさを感じさせる雰囲気があった。コモンスペースを適所に配置した街並は、曲線を描く道と相まって、地域の「コミュニティ形成」の醸成を願った「まちづくり」の印象を受けた。我が桂坂にも、石畳道、緑道など、住民が共有できる住環境資源は豊富であり、私達ももっとこれらを生かした「まちづくり」を目指して行くべきであるとの思いを持った。

テレビドラマにも

出たことがある町並

伏見区久我の杜住宅地区 小石原由美子

今回見学に参りましたコモンシティ星田HULL1地区は、平成17年「住まいのまちなみコンクール」に応募し国土交通大臣賞を受賞された町でした。住宅地内は曲線道路、コモンスペースを配置し無電柱化、外構は生垣、緑豊かで広い敷地、ゆったりとした風格溢れる高級住宅地ということも魅力ある町並みでした。又、ゴミや犬の糞もなく迷惑駐車もないのは驚きました。この様なすばらしい住宅地はハード面では全国に沢山あるようですが、長期間にわたり良好な環境が維持されているのは住民の環境に対する意識の高さと努力が感じられます。私達の町、久我の杜住宅も21年目に入ります。今以上に協力し美しい町にしたいと思います。

公園の中を

歩いているような住宅地

西京区阪急桂南住宅地区 須田佳男

現地に着けば、18年前に出来たとは思えない光景で整然としている雰囲気は圧倒されて、見るもの間くもの、驚きの世界です。

無電柱のメイン道路には石のブロックによる段差の無い歩道があり又道路には車が駐車していないし、側溝も道路の真ん中にあり、雨が降っても歩きやすそうに感じました。各戸には家の車以外に来客用のカレースーツが付属していて、各戸に塀が無く生垣だけで区切られていて、本当に自然の中に家がある様な感じで住みやすいように思いました。

気になったのは、山の傾斜面に団地が造成されていること。坂が年配の人には少し歩きづらいのではと思いました。

毎日の散歩には、どこも公園の中を歩いているような団地構成で、見学会に参加出来たことが良かったです。知人にもこの団地の話をしたくなりました。

勉強会・意見交換会

去る平成22年2月20日(土)、14運営委員会・15名の方々ご出席のもと、恒例の勉強会・意見交換会を開催しました。

今回の勉強会は、国土交通省「住まい・まちづくり担い手事業(長期優良住宅等推進環境整備事業)」の活動内容をテーマとして、当協議会が皆様のご協力のもと取り組んできた「建築協定普及啓発のための表示プレート」について報告するとともに、同じく京都市内で同事業の支援団体に選定された「姉小路界限地区」、「桂坂地区」の取組内容について、「NPO法人都市界隈まちづくりネット」事務局長の石本幸良氏、桂坂地区建築協定協議会副会長の桑原尚史氏からそれぞれご紹介をいただきました。

そして、その後、勉強会のテーマに即して、表示プレートのワークショップやデザインにご尽力いただいた同志社大学大学院総合政策科学研究科の谷口知弘教授ご同席のもと、意見交換を行いました。

表示プレートに関するものとしては、表示板は経年変化により表示が薄れるため維持管理が課題であるとの意見がありました。これに対し、谷口教授から、最近パソコン等があれば費用をかけるに簡単に表示を更新する方法があるので、地域のワークショップ等で取り組んではどうか、そうすることで建築協定への意識も高まるのでは、という提案がありました。

また、「姉小路界限地区」、「桂坂地区」の活動内容を踏まえて、建築協定と地区計画について両制度の特徴や役割、地域に応じた活用方法など、活発な意見や質問が交わされました。

※地区計画制度については、「建築協定だよりNo.29(2007.3発行)で取り上げています。

桂坂まちプロジェクト

「20年後も輝き続けるまち「桂坂」を目指して～わがまちの景観についてみんなで考えよう～」

桂坂地区建築協定協議会 副会長 桑原尚史

「住まい・まちづくり担い手事業」の桂坂での活動を、より親しみやすくするため、この事業に「桂坂まちプロジェクト」という愛称をつけた。桂坂地区では、40の建築協定地区が連担し、計16の運営委員会が存在する。それらの連合体が桂坂地区建築協定協議会である。テーマを実行するに際して、「桂坂地区の素晴らしさの再発見と創造 ～気づき、感動し、人々に伝える～」を基本に考え、「住民の感性や心の面から捉える」と「住民意識を論理的に分析する」という2つの方向から活動した。同時に、間口を広くすることにより、より多くの住民にまちづくりに関する意識を高めてもらうという効果も期待した。

主な活動としては、「子供達の桂坂お気に入りの場所の絵の募集(応募104枚)」、「京都市立芸術大学の学生のまち歩きによる桂坂の絵画制作」、「桂坂フォトハイキング(参加41名、応募写真83点)」、「桂坂まち歩き(く峰ヶ堂の原風景コース)〈桂坂・石の造形コース〉、参加79名」と桂坂まち歩きマップ作成などがある。「包括的『まちづくり』に向けた課題の抽出と未来像の検討」をする部会による「桂坂地区の住まい・まちづくりを考えるアンケート」の実施(回収率63.7%)もあった。これらの総括として、2月7日に「景観まちづくりフェスティバル」を京都大学ローム記念館(桂キャンパス)にて開催し、午前からは上記における作品など展示をし、午後からのシンポジウムでは「アンケート結果」、「桂坂まち歩きマップ」、「フォトハイキング応募写真の人気投票結果」の発表、桂坂学区自治連合会「20周年記念誌」(平成22年12月発行)にまつわる話、まちづくりをテーマとしたパネルディスカッションなどを行った。前日に大雪が降り心配されたが、総参加者数は303名となり、大盛況となった。門川大作京都市長、福島貞道京都市景観・まちづくりセンター専務理事(前京都市景観創生監)からそれぞれ挨拶、講演があり、住民としては大いに励みになった。今回のプロジェクトにおいて同時に制作したホームページ(<http://www.eonet.ne.jp/~kyotokatsurazaka>、「わがまち桂坂」で検索可能)に上記の作品などを掲載している。また、建築協定に対する意識啓発、新築・増改築時の届出書提出を促進するため、既設とは違った新タイプの「建築協定の看板」を緑道や街路樹脇に設置した。住民の桂坂地区への愛着心をくすぐり、また、桂坂住民の一体感を高めることができればと思う。

今回のテーマに沿って、「地域を再発見」する活動を行ったが、その第一段階としては大いに成功したと言える。また、桂坂学区自治連合会との協力体制をとったことにより、様々な面において力強い効果が上がった。さらに京都大学や京都市立芸術大学と「まちづくり」という面から連携ができたことは、今回のプロジェクトのみならず、今後の桂坂地区にとっても大きな財産になると思われる。しかし、まだまだ、深く広く掘り下げていく余地があり、今後も継続して活動を行うことが重要であるし、また、そうしないとせっかく高まった住民意識が消えていってしまう。住民意識の継続とともに、制度面の研究も重要である。平成22年2月21日に総括のために実行委員会を開催し、この実行委員会の形態を残し、今後も継続的に活動していくこととした。今回の「住まい・まちづくり担い手事業」が、20年後も輝き続けるまち「桂坂」を目指す「新たなスタート」となったと言えるよう、住民主体のまちづくりを引き続き、推し進めていくことが重要であると考えている。



(景観まちづくりフェスティバル)



(フォトハイキング)

「建築協定の普及啓発のための表示プレートの作成」

京都市建築協定連絡協議会

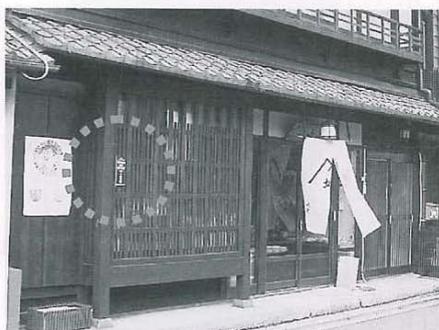
当協議会では、地区内外に対し、日常的に建築協定の存在を広くアピールすることを目的に、協定地区の要所や各戸に簡単に掲示できる表示プレートを作成し各地区に配布するとともに、協議会のロゴマークを作成しました。プレート及びロゴマークは、協議会会員の有志の方々とワークショップを行い、各地区の街並みとの調和に配慮するとともに、建築協定普及啓発の一助になればとの思いでデザインしています。是非とも、各地区での積極的な活用をお願い致します。



一松町地区 掲示板に設置



桂坂地区 ガラージ門扉に設置



姉小路界限地区 木製格子に設置

第2部 意見交換

(3) 大阪府「2009 建築協定シンポジウム」アンケート結果紹介

「桂坂地区建築協定協議会」

「NPO法人 都心界限まちづくりネット(姉小路界限地区)」

(2) 京都市内3団体の活動報告

(1) 担い手事業 趣旨及び報告会の内容紹介

次 第 1部 住まい・まちづくり担い手事業の活動報告

会 場 平成22年2月20日(土) 午後2時~午後4時

日 程 第4講義室

「高度地区指定と建築協定の高さ規制の矛盾解消に向けた地区計画導入の取組」

NPO法人 都心界限まちづくりネット 事務局長 石本 幸良

(文責：事務局)

【活動の背景と目的】

姉小路界限地区では、マンション問題をきっかけに、平成14年に高さ規制を18mとする建築協定を締結しましたが、平成19年9月に京都市新景観政策の一環として、都市計画による高さ制限が15mに強化され、建築協定の方が制限が緩いという状況が生じています。また、平成24年には、建築協定の有効期限を迎えます。

このような状況を踏まえ、地区計画の導入を基本的な方針としつつ、その成果を今後の具体化に向けた取組に繋げることを目的に、建築物の用途やまちの色彩等のあり方について住民の方々の協力のもと調査検討を行いました。

【主な活動】

- ・ 建築協定から地区計画への転換に向けた学習
- ・ 先進地事例見学会実施(大阪市 平野郷地区)
- ・ 都心界限のまちづくりを考えるアンケートの実施
- ・ まちなみと調和した看板のデザイン、建築の外観の色彩の検討

【成果】

- ① 建築物の高さの規制については京都市の高度地区のルールを基本とする。
- ② 界限にふさわしくない用途の規制を提案(今後さらに検討)
- ③ 界限の建築物の色のガイドライン案をまとめ、今後の検討の基本資料とする。
 - ・ 伝統的な町家の外観、外構(塀等)の色彩と調和のとれた色彩を基本とする。
 - ・ まちなみのなかで、際立って見える色彩は抑制することを基本とする。
- ④ まちなみに調和した「看板」のガイドライン案をまとめ、今後の取組の基本資料とする。
 - ・ 伝統的なまちなみと調和のとれた意匠を基本とする。
 - ・ まちなみのなかで、際立って見える看板色彩は抑制することを基本とする。
- ⑤ (提案1) 姉小路界限地区の建築協定は平成24年以降もそのまま更新することを提案。

建築協定については、地区計画では規制が難しいコンビニエンスストアやオーナーのいないワンルームマンションの規制が盛り込まれており、建築協定による環境維持の効果は今後も継続させる方針とする。

(提案2) 建築協定を補完する「地区計画」の導入の検討を提案。

きめ細かな建築物の用途規制による界限の環境維持のため、界限全体に有効な地区計画の導入の検討を進める。



全国の建築協定地区の運営に関するアンケート結果

実施：大阪府建築協定地区連絡協議会（ホームページ <http://www1.linkclub.or.jp/naoko/kentikukuyoutei/index.html>）

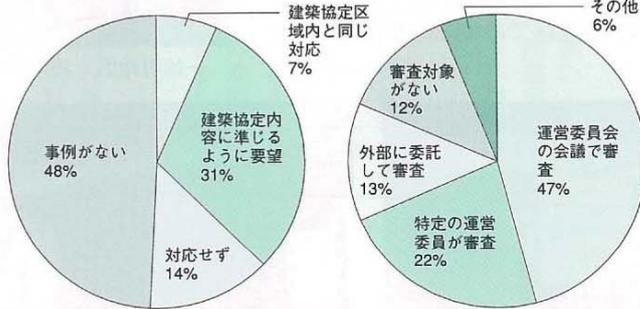
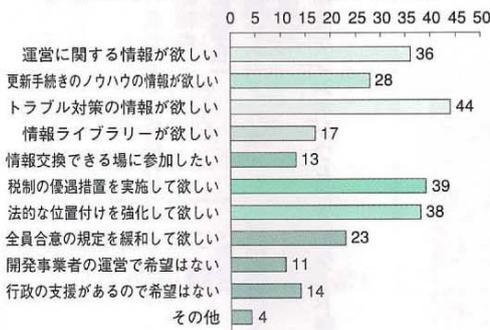
（報告：事務局）

大阪府建築協定地区連絡協議会では、今年度「住まい・まちづくり担い手事業」の支援を受け、全国の建築協定地区を対象に建築協定の運営についてのアンケート調査を実施されました。実施に当たっては、昨春秋ごろ皆様にも当協議会を通じてアンケートを送付させていただきました。京都市内の26の運営委員会（53地区）から回答をいただきました。各運営委員会の皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

このたび、同協議会より、全国から回答のあった京都市を含む118地区の集計結果を提供していただきましたので、その中から皆様の御関心が高いと思われる設問を中心に紹介致します。紙面の関係で、回答は概略とさせていただきますましたが、このアンケート結果を今後の建築協定の運営の参考にしていただければ幸いです。

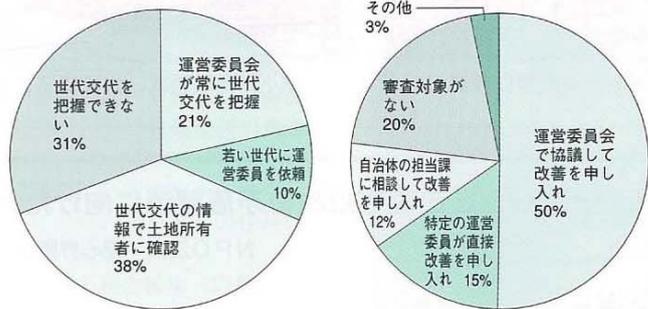
【協定区域外（隣接地や穴抜け地など）への対応】 【建築計画の事前審査の方法】

【建築協定区域としての希望（複数回答可）】



【土地所有者等の世代交代後の対応】 【事前審査で協定事項に抵触した場合の対応】

【協定運営に関する情報の取得先（複数回答可）】



【運営委員会の活動の原資（複数回答可）】



【運営委員の決め方（複数回答可）】



会長寸言

京都会館竣工50年の回顧

京都市建築協定連絡協議会会長

望月 秀祐

昭和35年4月に竣工した左京区岡崎の文化ホール「京都会館」は、この4月で竣工後、満50年を迎えます。

当時、京都市の職員であった私が、この会館建設の担当者一人であったことが、今でもなつかしい思い出になっています。

この会館は、国内でもすぐれた音楽ホールの一つに数えられています。設計者は日本のトップレベルの建築家3名の中から、設計競技により選ばれた前川國男氏でありました。

彼は合理的な設計にすぐれ、特にコンクリート打放し設計は群を抜いていました。整然と建ち並ぶ柱列と長い軒の出は古都千年の建築様式を継承しているように思われます。50年を超えても、一部を改善して継続利用されることが決まった最近の新聞報道を読んで、独り喜んでいきます。

京都会館竣工後10年が過ぎると、私たちに直接関係がある建築協定制度の時代に入ります。協定締結後30年を超える地区が増えています。

このたび、国の補助制度により建築協定地区内の表示プレートを更新して作成しましたことは、建築協定地区が再認識されるものとして、大変実効があるものと考えています。

取組み事例と課題（アンケート記述回答の概略）

【啓発活動事例】

- ・ 広報誌発行／定期的巡回指導等
- ・ 自治会定例会議での情報伝達収集
- ・ 事前届出のお願い文を戸別に配布

【協定違反の事例・取組】

- ・ 住民同志であるので厳しい違反指導がしづらく事案解決が長引いた。早期に毅然と対応すべき。
- ・ 違反は多々ある。事前協議漏れ、新築や増改築の情報が事前に入手できないことが原因。
- ・ 設計図書の見直し、中間検査、竣工前立会検査を実施。
- ・ 委員会で相談し自治会役員会と連携して建築主と面談して改善する。

【訴訟事例・訴訟対策】

（対策）弁護士との日頃の接触／訴訟費用の積立
 （事例）当地では建築協定違反事件が発生。最高裁まで争った。違反建築物の撤去請求は棄却されたが、違反の事実認定は（原告）建築協定運営委員長の主張が全面的に認められている。

【運営に関する課題・取組】

- ・ 「良好な住宅地」に対する考えが年代により異なり協定内容を集約できない。
- ・ 増改築時の事前協議を早期にもれなく行われるように、広報活動が必要。
- ・ 建築協定を規制にとらえるのではなく、住民にとって自分たちの役に立つものと前向きにとらえられるようにすること。
- ・ 協定以外の相隣関係に関する事項も建築協定の問題として持ち込まれる。
- ・ 事前協議時に得た（個人）情報を、計画地の隣接者等などの時点でどの範囲にオープンにするか。
- ・ 建築協定の運営はある程度専任化したいが、一方固定する事もマイナス面がある。適切なメンバー移行をしたい。
- ・ 運営委員会の委員が一年交代のためノウハウの継承が難しい。
- ・ 運営委員に負担がかかりすぎる。自治会・管理組合などと、重複する役員の疲弊感が充満している。
- ・ 委員の高齢化。次世代委員の引継ぎが難行している。積極的に運営委員会に参加せず段々と活力が低下している。

アンケート結果から、事前審査や協定違反など建築協定を巡る課題の多くは共通しており、それらに対し、各運営委員会では、それぞれに悩みながら対応している状況が伺えます。

【事前審査】

約8割の地区で事前審査を行っています。そのほとんどの地区では運営委員会で審査をしていますが、中には審査を外部に委託している地区もあります。また、多くの地区で協定違反があった場合には、何らかの形で改善のための対策に取り組まれています。

事前審査にかかる課題としては、リフォームや小さな増築などの確認申請を要しない工事について、運営委員会に届出がなされず、協定違反に繋がることが挙げられます。その対策として、広報誌や表示板などにより、事前届出に関する啓発を日頃から行うことも有効であると思われます。

【協定区域外への対応】

隣接地や建築協定に合意していない穴抜け地への対

応も悩ましい問題です。回答では8割近くの運営委員会が、協定内容に準じた計画とするよう働きかけを行っていますが、一方で対応せずとの回答も3割ありました。

【土地所有者等の世代交代】

住民の世代交代によって、更新時に合意率が低下するという一般的な傾向があります。このため、運営委員会によっては、常に情報を把握する、さらには若い世代に運営委員を依頼するなど、日頃から世代交代後の対応策に取り組まれています。

【運営委員会】

運営委員は自治会役員を兼務する、活動費を自治会費からの補助で賄うなど、運営委員会と自治会が連携している地区が多くありました。近年、自治会への加入率の低下という問題が一方でありますが、地域の住民活動の基盤である自治会との関わりは、建築協定の運営において有効といえます。

【建築協定に関する希望】

建築協定の運営やトラブルに関する情報がほしい、法的な位置付けを強化してほしいといった回答が多く寄せられています。

建築協定に関する課題や悩みは多くの地区で共通しており、広く情報の共有を図ることは確かに有効です。このため、各運営委員会では、自治体や連絡協議会をはじめ、インターネットや専門家等、様々な方法で情報取得に努められています。

また、法的な位置付けを求める背景には、住民にとって協定違反への対応が大きな負担になるといった状況があります。違反に対して話し合いで是正に至ったもののその後の近所付き合いを懸念する声や、中には訴訟にまで至った事例もあります。そのような事態にならないためにも、違反は未然に防ぐことが大切です。そのための取組としては、幾つかの運営委員会が実行されているように、日頃から事前協議を促すための啓発や着工後の検査を行うことが考えられます。

お知らせ

《建築協定の更新時期が近づいています》

建築協定の効力は一定の期間に限られており、有効期間満了後も協定を続けていこうという場合には、更新の手続きが必要です。

下記の地区が間もなく更新の時期を迎えられますのでお知らせします。更新の進め方・手続き等については、事務局までお問い合わせください。

西京区・大原野右京の里地区（平成22年6月）

中京区・麩屋町通笹屋町地区（平成22年8月）



京都芸術センター

術活動を展開する拠点にと、オープンして十年になる。門をくぐると、左手にホール。演劇やコンサートが行われる。そのまま進むと、元職員室らしきところがカフェになっている。板の廊下が郷愁をさそう。校門の向

まちなか探索

歴史がそこはかと残る「通り」

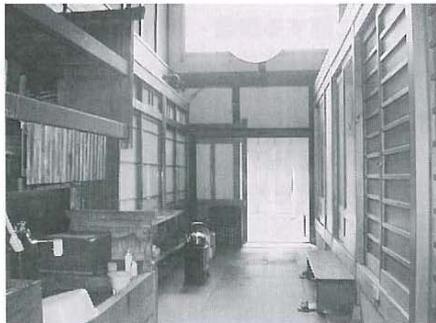
「室町・四条から今出川をあるく」

京都府建築協定連絡協議会 会計監査

服部真貴子

北は北山大橋西詰に始まり、十条通りまで京の町を南北に走る約八・一kmの室町通。四条から、北に今出川まで歩いてみた。京都人なら、誰もが室町は呉服問屋の並ぶ通りと知っている。足利義満が今出川東北一帯に室町殿を置いて以来十代にわたって、政治、文化の中心地だった。それも今は昔。〇〇株式会社、(株)〇〇商店の名がづくビルに変貌し、あるいはマンションが建っている。でも、注意深く、かつ、きよるきよろしながら歩くと、往時のかおりが見つかる。

四条から少し上がると、マンションの前に碑がある。菊水の井跡や大黒庵跡だ。千利休の師、武野紹鷗が井戸のそばで茶室大黒庵を建て、茶を楽しんだという。この井泉にちなむ菊水鉢の会所がマンションの一室にある。ここから、少し北に進んだ東側に、京都芸術センターがある。元明倫小学校の校舎を、さまざまな芸術活動を展開する拠点にと、オープンして十年になる。



誉田屋

「これぞ室町」と思わせる大店、誉田屋がある。室町時代の帯を再現したという老舗で、当代は帯のデザインを初めアーティストとして活躍中。大きな暖簾をくぐると、両側は店と座敷でたたきには井戸があり、さらに奥に入ると庭があり、蔵を改装したギャラリー「SHINA」にはさまざまな工芸品が展示、販売されている。さらに、北にいぎ、室町をちよつと外れ、三条を東に両替町の西角には韓国のお茶と料理店、東角は「文椿ビルディング」。大正時代の木造の洋館、中に今ブームの雑貨店や、アート、アロマ用品などがはいついて、ウィンドウショッピングも楽しい。室町通りに戻り、押小路をこえると、西側に和菓子の「亀廣保」の住宅のような店が見える。そして、二条通りと交わる西に三井越後屋京都本店記念庭園がある。最初の財閥

かいの明倫幼稚園には、祇園山鉾連合会の事務所がある。この付近は鯉山町、烏帽子屋町、役行者町と、祇園祭に山を出す町が多い。祇園祭が近くなると、商売の町が祭り気分ですやいでくる。六角通りを少し上ると、

となった三井越後屋が京都本店を置いたところ。入ってみると、大名御用達の呉服商の屋敷のたたずまいを思わせる庭がある。

北へと歩いて行くと、これまた、間口の広い大店のふせい、「然花抄院」。左手はカステラなどのお菓子を売る、右手はカフェ、さらに奥へいくと、中庭を通ってギャラリーには個展が開かれていた。丸太町をこえると、右手に室町教会、そして、両側に平安女学院の校舎、この辺りは室町幕府の管領斯波義将の邸宅があった。さらに北に行くと、静かな住宅街になる。中立売を越え、右側に南画家で儒者の富岡鉄斎邸宅跡碑がある。いまは京都府議会公舎の表札がある(何に使われているのか?)。さらに北通りにでる。この東北一帯に室町幕府があった。

三・三キ口を歩く。興味しんしんの散策、変わってしまっただうで、変わらぬい伝統を垣間見て、やはり京都の町は奥深い。



三井越後屋京都本店記念庭園

